○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項、第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部改正）

第一条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地域経済牽引事業計画の承認の申請） **第二条**　法第十三条第一項の規定により、地域経済牽引事業を行おうとする者が地域経済牽引事業計画の承認の申請をする場合には、様式第一による申請書を地域経済牽引事業を行おうとする促進区域を管轄する都道府県知事（当該地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、当該地方公共団体の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長を経由して、主務大臣。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　［略］ 3　［略］ （地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請） **第三条**　法第十四条第一項の規定により地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、様式第二による申請書を、その承認をした都道府県知事に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　［略］ （事業環境の整備に係る措置の提案に係る手続） **第五条**　承認地域経済牽引事業者は、法第十六条第一項に規定する提案をしようとするときは、地方公共団体が講ずべき措置の内容その他の事項を記載した様式第四による提案書に、当該提案に係る地域経済牽引事業計画を添付し、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。 2　承認申請予定事業者は、法第十六条第一項に規定する提案をしようとするときは、地方公共団体が講ずべき措置の内容その他の事項を記載した様式第四による提案書及びその写しには、当該提案に係る地域経済牽引事業計画及びその写し各一通を添付し、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。 3～5　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	（地域経済牽引事業計画の承認の申請） **第二条**　法第十三条第一項の規定により、地域経済牽引事業を行おうとする者が地域経済牽引事業計画の承認の申請をする場合には、様式第一による申請書一通及びその写し一通を地域経済牽引事業を行おうとする促進区域を管轄する都道府県知事（当該地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、当該地方公共団体の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長を経由して、主務大臣。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　［略］ 3　［略］ （地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請） **第三条**　法第十四条第一項の規定により地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、様式第二による申請書一通及びその写し一通を、その承認をした都道府県知事に提出しなければならない。 2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　［略］ （事業環境の整備に係る措置の提案に係る手続） **第五条**　承認地域経済牽引事業者は、法第十六条第一項に規定する提案をしようとするときは、地方公共団体が講ずべき措置の内容その他の事項を記載した様式第四による提案書及びその写しに、承認地域経済牽引事業者であることを証する書面及び当該提案に係る承認地域経済牽引事業計画の写しを添付し、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。 2　承認申請予定事業者は、法第十六条第一項に規定する提案をしようとするときは、地方公共団体が講ずべき措置の内容その他の事項を記載した様式第四による提案書及びその写しに、当該提案に係る地域経済牽引事業計画及びその写し各一通を添付し、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。 3～5　［略］